

一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準（新2号炉）
 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則 第4条の5）

2023年4月

項目	維持管理の技術上の基準	維持管理の技術上の基準への対応
一	施設へのごみ投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	中央制御室にて投入量を監視し適正な燃焼制御を行います。
二一イ	ピット・クレーン方式によつて燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	ごみはごみクレーンの手動・自動運転により積替及び投入を行い、均一に混合、投入を行います。
二一ロ	燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができるプッシャー式給じん装置を設けています。
二一ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	ごみの投入量、燃焼空気量、燃焼空気温度の調整及び、助燃装置を使用することで、炉内温度を800 度以上に保ちます。設定温度は845度とし、下限値に達した場合には助燃バーナ及び再燃バーナを使用し下限値以上を維持します。
二一二	焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。	焼却灰（主灰）の熱しやく減量が10 パーセント以下（乾灰ベース）になるように焼却します。分析方法は、「昭52.11.4 環整第95 号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」によるごみ質の分析方法及び焼却灰の熱しやく減量の測定方法に準じたものとします。
二一ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	助燃バーナ及び再燃バーナを設け、燃焼ガスの温度を速やかに上昇させます。立上げ（約20時間）後、炉内温度が850 度以上になってからごみの投入を開始します。
二一ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	助燃バーナ及び再燃バーナを設け、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
二一ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	燃焼室内に熱電対を設け燃焼ガス温度を連続測定しデータロガー装置にてデータを記録します。
二一チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。	集じん装置入口に設置するボイラ、及びエコノマイザに通水する水量の制御により、200 度以下に冷却します。
二一リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	集じん装置入口部に熱電対を設け、集じん器入口温度を連続測定し、データロガー装置にてデータを記録します。
二一ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。	冷却設備はスートブロウにより除去し、排ガス処理設備についてはパルスエアーにて逆洗を行いばいじんを除去します。

二ール	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。	適切な燃焼空気量の調整を行い、一酸化炭素濃度を100 万分の30 以下(4時間平均値)、100万分の100 以下(1 時間平均値)にて運転します。ごみピット内でごみをごみクレーンを使用して攪拌しごみ質の均質化を促進し、時間当たりのごみ投入量を管理することで一酸化炭素の発生を抑制します。
二ーヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突入口部に一酸化炭素濃度計測器を設け、排ガス濃度を連続測定し、データロガー装置にてデータを記録します。
二ーワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	集じん装置を設け、活性炭を集じん機入口で噴霧し集じん器内で吸着除去することで0.1ng-TEQ/m ³ (NTP)以下とします。
二ーカ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	硫黄酸化物：6 回/年炉ばいじん、窒素酸化物、塩化水素：6 回/年炉排ガス(ダイオキシン)：1 回/年炉の測定を行い、記録します。
二ーヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガス中のばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素の各濃度計により監視し、下記の基準値以下で運転します。硫黄酸化物：25ppm窒素酸化物：50ppmばいじん：0.01g/m ³ N塩化水素：25ppm
二ーレ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。	焼却灰(主灰)は主灰ピットに貯留します。ばいじん(飛灰)は飛灰貯留槽に一旦貯留したのち、加湿処理後に飛灰ピットに貯留します。
二ーネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじん(飛灰)は必要に応じて重金属安定化剤及び水と併せて均一に混合し、安定化処理を行なう飛灰加湿機を設けます。
二ーフ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	消防法に基づく火災報知設備、消火設備等を設け、ごみピットでは、赤外線式火災検知装置にて事前検知し、消火設備として放水装置を設けます。
十	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	プラットホーム車両出入口にエアカーテンを設置することにより悪臭発散を防止します。ごみピット内の空気を焼却炉へ吹き込み燃焼空気として使用すること、また焼却炉整備期間中は脱臭装置を運転することによりごみピット内の負圧を維持し、ごみの飛散防止及び悪臭発散を防止します。プラットホームとごみピット間にごみ投入扉を設置することにより、ごみの飛散防止及び悪臭発散を防止します。プラットホーム洗浄排水をごみピットへ送水することにより悪臭発散を防止します。

十一	蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。	薬液噴霧装置（防虫剤）を使用し蚊、はえ等の発生防止に努め、日常清掃を実施することにより、構内の清潔を保ちます。
十二	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	誘引送風機や押込送風機、蒸気タービン等の騒音及び振動を発生することが予想される機器は室内に納めます。また蒸気タービンは独立基礎とし、防振対策を行います。共振、サージング等を起こさせないレベルで機器を運用します。日々の点検において異常な振動がないか注意します。
十三	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	生活排水は敷地内のし尿処理施設に送水します。プラント起因の排水は、排水処理設備で処理後に敷地内のし尿処理施設に送水します。
十四	前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	必要となる検査及び法定点検を適正に実施すると共に定期的に炉を停止し、各機器の点検整備を行います。ばい煙、水質に関する検査も定期的に行います。
十五	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	市の責任にて維持管理を行います。
十六	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の点検記録票等を作成し、3年間保存します。